

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

別表3 判定料金（非住宅）

単位：円（税込）

用途種別 床面積 の合計	標準入力法等基準			モデル建物法基準		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
500 m ² 未満	176,000	132,000	110,000	110,000	77,000	55,000
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	220,000	165,000	132,000	132,000	88,000	66,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	319,000	209,000	165,000	198,000	99,000	77,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	429,000	286,000	242,000	253,000	165,000	121,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	561,000	407,000	319,000	319,000	231,000	176,000

- 1 判定料金等の額は、次のとおりとする。
 - (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。変更後のものを除く。）の判定の場合 一の建築物につき（次号から第4号までにおいて同じ。）この表に掲げる額（床面積の合計が500 m²以下の建築物に係る計画の提出とともに、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う場合は、この表に掲げる額から1割を減じた額（1,000円未満の額を切り捨てた額））
 - (2) 変更後の計画の判定（軽微変更該当証明書の交付を除く。）の場合 次のイからハまでの額
 - イ 次のロ及びハに該当しない場合 この表に掲げる額の3/5の額（1,000円未満の額を切り捨てた額）
 - ロ 直前の判定を所管行政庁又はセンター以外の判定機関から受けている場合 この表に掲げる額
 - ハ 変更後の計画が評価基準を変更したものである場合 この表に掲げる額
 - (3) 軽微変更該当証明書の交付の場合 次のイ及びロの額
 - イ 次のロに該当しない場合 この表に掲げる額の1/2の額（1,000円未満の額を切り捨てた額）
 - ロ 直前の判定を所管行政庁又はセンター以外の判定機関から受けている場合 この表に掲げる額
 - (4) 建築物の全部が省エネ計算の対象外の室のみで構成されているとき、モデル建物法基準を適用する際にその対象となる室がないとき又は省エネ計算の対象となる室があるときで省エネ計算の対象となる設備がないとき若しくは省エネ計算が省略できる設備のみがあるときの判定の場合 33,000円（税込）
 - (5) 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付の場合 1通につき5,000円（税込）
- 2 この表において、床面積は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積をいう。
- 3 この表において、評価基準の標準入力法等基準及びモデル建物法基準は、次のとおりとする。
 - (1) 標準入力法等基準 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「省令」という。）第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法
 - (2) モデル建物法基準 省令第1条第1項第1号ロの基準

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

4 この表において、用途種別の A 種、B 種及び C 種は、次の表の当該各項の用途区分欄の用途とする。この場合において、一の建築物の用途種別に A 種、B 種及び C 種のうち複数のものがある場合は、次のとおりとする。

(1) A 種がある場合は、用途種別を A 種としてこの表を適用する。

(2) A 種がなく、B 種及び C 種がある場合は、用途種別を B 種としてこの表を適用する。

用途種別	用途区分	用途を示す記号
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるもの及び保育所その他これに類するものを除く。以下同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバドミントン練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
A種	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

B種	保育所その他これに類するもの	08180
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
	地方公共団体の本庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw 以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）	08650
	C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設		08320
工場（自動車修理工場を除く。）		08340
自動車修理工場		08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの		08360

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

C種	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

別表4 判定料金（住宅）

単位：円（税込）

用途 \ 評価基準	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
一戸建ての住宅	20,000	28,000	35,000
共同住宅等	44,000+2,200×戸数	66,000+3,300×戸数	88,000+4,400×戸数
複合建築物(住宅+非住宅)に係る省エネ適判申請手数料の額は、この表の手数料額と、住宅以外の手数料額の合計額			

- 1 判定料金等の額は、別表3の1（1）から（3）及び（5）のとおりとする。
- 2 センターで行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合の判定料金の額は、この表によらず次の額とする。
 - イ 一戸建ての住宅 11,000 円（税込）
 - ロ 共同住宅等 11,000 円（税込）に住戸数から 1 を減じた数に 1,100 円（税込）を乗じた額を加算した額
- 3 この表において、評価基準の仕様基準、仕様・計算併用法及び標準計算法は、次のとおりとする。
 - （1）仕様基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する基準
 - （2）仕様・計算併用法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に規定する方法
 - （3）標準計算法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する方法